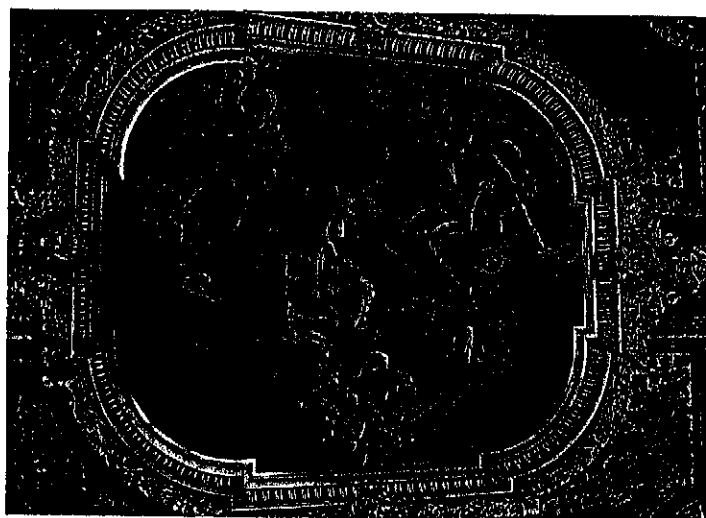


# フランス法曹事情調査報告書



パリ控訴院法廷の天井画

2009年2月

大阪弁護士会  
司法改革推進本部訪仏調査団

# 目

# 次

はじめに	・ ・ ・ ・ p 1
I マンデル法律事務所	・ ・ ・ ・ p 2
II 破棄院法律扶助局	・ ・ ・ ・ p 5
III パリ弁護士会	・ ・ ・ ・ p 9
IV パリ重罪院	・ ・ ・ ・ p 12
V パリ大審裁判所法律扶助局	・ ・ ・ ・ p 14
VI ボルドー大審裁判所法律扶助局	・ ・ ・ ・ p 17
VII ボルドー弁護士研修所	・ ・ ・ ・ p 21
VIII ボルドー弁護士会	・ ・ ・ ・ p 23
IX 国立司法学院	・ ・ ・ ・ p 26
巻末資料	
①フランス裁判制度の概要	・ ・ ・ ・ p 28
②フランスの弁護士制度の概要	・ ・ ・ ・ p 29
③法律扶助による報酬額の係数表	・ ・ ・ ・ p 30
④数値に見るフランスの法曹事情	・ ・ ・ ・ p 32
あとがき	・ ・ ・ ・ p 36

## はじめに

司法制度改革審議会は、2018年ころには法曹1人当たりの国民の数をフランス並みの約2400人にすることを想定して、新司法試験の合格者数を2010年ころに年間3000人とすることを目指すべきことを提言した。現在、その実現に向けて徐々に司法試験の合格者数が増やされようとしているが、急激な合格者数の増加は日本の司法制度とりわけ我々弁護士の在り方に様々な影響を及ぼそうとしている。

もともと司法とそれを担う法曹の制度は国により種々の点で異なっており、当面目指すものとされたフランスの法曹制度についても日本の制度との間にはさまざまな違いがある。

そこで、フランスの法曹制度はどのような点で日本と違いがあるのか、その違いが日本の法曹人口を考えるうえでどのような意味を持つのか、さらには、さまざまな違いのなかで、学ぶべき点としてどのようなものがあるのか、これらの点を知ることが今後の日本の弁護士の在り方を考える上で重要である。

今般、大阪弁護士会司法改革推進本部は、上記の点を明らかにするため、訪仏調査団を結成し、2009年1月24日から2月2日にかけてフランスを訪れ、同国の法曹事情を調査した。訪問地はパリとボルドーである。

以下に、その訪仏調査の結果を報告する。

## I マンデル法律事務所（1月26日午前）

MANDEL & ASSOCIÉS

47, rue Saint André des Arts 75006 PARIS

<http://www.mandel-office.com>

対応者：Aimé MANDEL, Avocat à la Cour,  
Olivier MANDEL, Avocat à la Cour



(左)エメ・マンデル弁護士

パリ市内に事務所を構える国際弁護士。  
日本との取引案件もてがけている。

(右)オリビエ・マンデル弁護士

エメ弁護士の長男。同じ事務所に勤務。

### 1 弁護士の概況

1990年に弁護士と法律顧問職（コンセイユ・ジュリディク）が統合されたので、かなり増えた。弁護士と法律顧問職の違いはほとんどなく、裁判所での弁論ができるかどうかくらいである。

10年位前から若い弁護士がかなり増えている。すでに開業している弁護士が若い弁護士を必要としていることと、数が増えれば、ロビー活動などで強くなるということで増やしていることがその理由である。

所得は、複数のパートナーを構えている事務所は増えている傾向があるのに対し、個人事務所は停滞ないし低下する傾向が見えている。メジャーな法律事務所のほうが多様な業務の提供ができるという認識が企業などに増えているためである。個人事務所は、専門化せざるを得なくなり、事件が限られてくる。

パリ市内では企業の数が圧倒的に多いため、弁護士の業務も多い。これに対して、地方では少ない。セーヌ＝サン＝ドニ県（93県）とヴァル＝ド＝マルヌ県（94県）はあまり企業もなく、離婚や労働法に特化して、しかもほとんど法律扶助を受けている案件が多い。おそらく、弁護士の3分の1から半分位までは、その所得の過半数を法律扶助の案件に頼っているものと思われる。

### 2 法律職についてのフランス政府の政策

フランス政府は、弁護士と公証人（※1）の職を統一しようとしている。弁護士はビジネスチャンスが増えるとして歓迎しているが、公証人は独占権を失うので反対している。国が公証人に補償しなければならないが、財政的に困難である。

さらに、政府は、昨年5月から、控訴院付代訴士廃止を検討しているが、これも補償の点で困難がある。

他にも、倒産した企業の管理や個人の財産の管理などを業務としている管財人という人たちもいる。

破産院や国務院（コンセイユデタ）でも職務の独占があり、60人の弁護士しか代理ができないようになっている。

このように種々の独占権を持っている職業は、革命前の王が新しい職を作って権利金を取っていたという歴史的な事情から生まれたものである。

しかし、政府は、様々な職業に分かれている現在の法律職のあり方は国民にとって分かりにくいので、弁護士が全てを扱えるようにすれば国民も分かりやすくなるのではないかと考えている。

こういう政府の方針に対しては、独占権を奪われる側からの反対がある他、これらの職業が国に代わって税金を徴収しているため、財政省は温存したいという意向があるが、全体的な傾向としては統一化の方向に向かっている。

### 3 弁護士人口の増加について

近年、若い弁護士の離職率が高くなっているのは、事務所のパートナーになれず自分で個人開業もしないということであれば、保険会社や銀行などの企業に勤めた方がずっと安定した収入が得られるのでその方がいいと考える人が多いからではないか。

多く人は辞める前に次の仕事があることを確認してから辞めると思うが、経済的な問題を抱えた弁護士の存在も数年前から見られ、特に個人でやっているある程度年をとった人に多いと思われる。数年前から弁護士が破産して仕事を続けることもできるようになったが、実際には難しいのではないかと思う。

以前は経済的困難を抱えている弁護士のための助成制度があったが、数が多くなって、維持が難しくなっている。

かつては若い弁護士は従業員としての扱いを受けなかったが、あるとき、従業員として扱うよう求める訴えを起こし、それをきっかけに弁護士会も受け入れて、秘書と同じように従業員として扱うようになった。ただし、その場合は、自分で顧客を開拓することはできない。

フランスは、他のヨーロッパ諸国と比べて、人口当たりの弁護士の数が少ないし、企業のニーズも高まっているので、もっと増やす必要がある。しかし、パリに集中しているという問題がある。現在、人口1000人に1人ということになり、もう少し多くてもよいと思うが、パリに集中していて、バランスが悪いので、若い弁護士が地方に行くことを推進するような方策が必要だと思う。

1960年代には医師のほうが弁護士よりも安定した収入があると思われていた。しかし、その後、商法などの発展により、医師より弁護士の方がより多くの収入を得ることができるようになった。そのため、医学部の定数を減らしたが、その結果、若い



マンデル&アソシエ法律事務所

医師が育っていないことが問題になっている。

19世紀の弁護士は名士というイメージであったが、現在ではビジネスマンになっている。今後は、専門化によって生き残っていったり、アメリカ式に大ローファームに若い人が集まっていくのではないか。

※1 公証人 例えば、不動産売買の際の名義変更は公正証書によるとされているなど、その職務権限は日本の公証人よりも広い。報酬は司法省と経済産業省によって決められており、不動産売買においては売買金額の1%位とされている。資格については、株制度がとられており、その値段はパリなどでは100万ユーロ位でもおかしくないという。



事務所内でマンデル弁護士と記念撮影

## II 破毀院法律扶助局（1月26日午後）

le Bureau d'Aide Judiciaire pres la Cour de Cassation

対応者：Jean-Pierre DUMAS

Anicette Loinard



(右)ジャン・ピエール・デュマ局長

元破毀院判事の経歴をもつ裁判官。現在もモナコの裁判所の判事を兼務しているという。

(左)アニセット・ロワナル副局長兼主任書記官

### 1 扶助制度の歴史

扶助の歴史は、古くはアテネから始まった。アテネでは、毎年10人の弁護士が、貧しい人のために刑事、民事の裁判を担当すべく任命されていた。その後、西洋では扶助が主にチャリティーの形で行われており、宗教裁判所で実際に活用されていた。

このような扶助制度が、フランスで初めて法制化されたのは、1851年のことであった。この法律により、扶助が初めて権利として認められたことになる。

その後、1972年に改めて法律が制定され、1991年にその法律は改正された。現在の制度は、この1991年法によるものである。

### 2 フランス裁判制度と扶助

フランスの裁判制度は、刑事裁判を除くと、行政裁判と司法裁判に分かれる。行政裁判は、下位の行政裁判所から上位の国務院で行われている。一方、司法裁判も、下位の司法裁判所から上位の破毀院までの審級制をとっている。

各司法裁判所には、法律扶助局が設けられており、この扶助局が、司法裁判扶助だけでなく、行政裁判扶助も担当している。

ただし、国務院の裁判については、国務院の扶助局、破毀院の裁判については、破毀院の扶助局が特別に担当している。

### 3 法律扶助の基準

#### (1) 所得条件

全額扶助を得るためには、家族の所得を合算して、毎月911ユーロ以下である必要があり、一部扶助を得るためには、その所得合計が、毎月912ユーロから1367ユーロである必要がある（参考：フランスの最低所得は1321ユーロ、フランス人の40%が毎月の収入3700ユーロ以上の中産階級という報道もある）。

また、一部扶助の場合は、その所得によって、扶助の額も、25%、50%、75%等と

異なることになる。

## (2) 勝訴可能性

また、勝訴の可能性があることも必要となる。これは裁判所の扶助局によって審査されるが、破毀院と国務院ではこの審査はより厳しい。なぜなら、破毀院は、手続を審査する法律審であり、法的にも、高い知的レベルが要求されるからである。

しかし、このような要件の厳格化は、結果として破毀院へのアクセス制限につながっていることから、批判の対象となっている。実際、フランスと同じ仕組みを持っているベルギーのシステムが欧州人権裁判所において排斥されたこともある。

もともと、欧州人権裁判所も、2001年以降の複数の判決で、このようなフィルターの有効性を認めている。その理由は、国務院と破毀院のスタッフの質は保証されており、要件該当性の判断は信用できると考えられたからである。

## (3) 審査方法

まず、事務局で、書類が整っているかなどのチェックをし、書類が整っていれば、扶助局のメンバー16人で扶助の条件を満たすか否かを審査する。扶助局の構成員のうちの一人が報告者となって、扶助を行うべきかの提案をし、構成員が審査を行うという形で審査が進むことになる。

この扶助局のスタッフは、主として引退した破毀院の裁判官である。もともと、この中には若い裁判官や現役または引退した弁護士も含まれており、財政省、社会問題省の代表もその審査には出席する。

資力の認定については税金の申告書がよく使われる。また、審査では、事前に申請者に質問表を書かせる。これに偽りを記載すると刑罰による制裁が課されることになるという担保があるため、基本的に、これは信用されている。

## (4) 申込件数と認容事例

破毀院の事件の約10%の9000件強の申し込みがあるが、その中で、弁護士の任命につながるのは、約25%である。ただ、この25%は、最終的に破毀院で破毀されることが多い。

このような扶助局の決定に対する不服がある場合には、裁判長に対して不服申し立てが行われる。

破毀院で扶助が適用される事件としては、離婚が最も多く、子どもの監護、養育費、労働事件、社会保障、家賃未払い、消費者金融関係、刑事事件も多い。

先日、弁護士も一人扶助を申請した。その結果、扶助を得て、破毀判決を得た。

## 4 弁護士と扶助制度

### (1) 扶助に関わる弁護士

扶助を与える場合には、弁護士と執行吏が任命される。

破毀院と国務院では、任命される弁護士が限定されており、これらの者は、破毀院付弁護士、国務院付弁護士と呼ばれている。この制度については、他の弁護士から、自由競争を阻害するものとして批判の対象となっているが、欧州連合では依然としてその独占権を認めている。



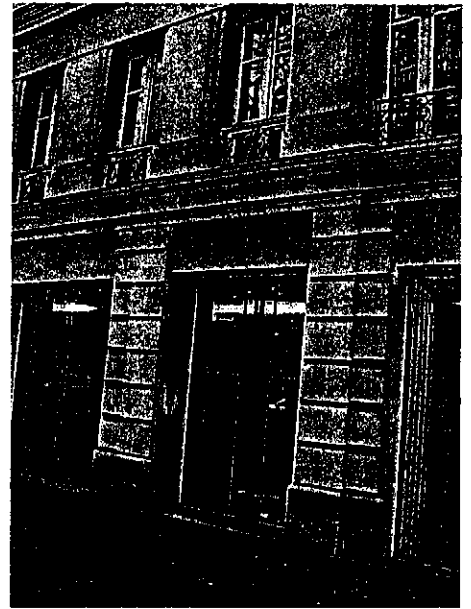
## (2) 弁護士報酬

破毀院付弁護士は1案件あたり382ユーロの固定額の報酬を受け取る。一方、下級裁判所では、もう少し細かい基準がある。ただ、いずれにしても、その報酬は、一般の報酬の10分の1以下程度であると考えられている。

この点、破毀院付弁護士は、扶助局が作成した書類をアレンジして提出するだけであり、手間はかからないし、これに加え、その独占権も認められていることから、報酬額についての不満は少ない。

破毀院では扶助額以外の報酬を受けることは一切禁止されている。それ以外の裁判所では、一部扶助の場合に依頼人から報酬を受けることができるが、扶助を受ける依頼人は経済力がないので結果的には大差がないことになる。

この弁護士報酬について、扶助を受けた本人は勝訴しても返還義務はない。ただし、裁判所は敗訴した相手方に対し扶助費用を支払う義務を負わせる判決をすることがある。その結果として、国は相手方に対し、全体の8～10%程度その費用を請求している。



破毀院法律扶助局の建物

## 5 裁判扶助についての近年の状況

### (1) 2007年改正法

この法律によって、民間の保険会社で、司法リスクについての保険に加入している者は、扶助を受けることができないとされた。これは、世界の自由主義の考え方に影響を受けたものといえる。しかし、扶助を受ける者はそもそも所得が低いので、保険をかけている者が少ないことから、実際にはこの法律が与える影響は大きくなかった。

### (2) 2008年6月憲法改正

この憲法改正によって、国民は裁判所が適用した法律、ないし適用しようとしている法律が憲法違反であることを主張できる権利を得た。それゆえ、下級裁判所で、法律が適用され、ないしは適用されようとしている場合に、その法律が違憲であると、被告が判断した場合には、下級裁判所での判決は一時停止されて、破毀院が憲法評議会に対して、その違憲の案件を提出し、憲法評議会がその法律を違憲か合憲かを判断するまでその裁判は停止される。現在、この制度を、扶助を受けて利用できるかという問題が生じている。

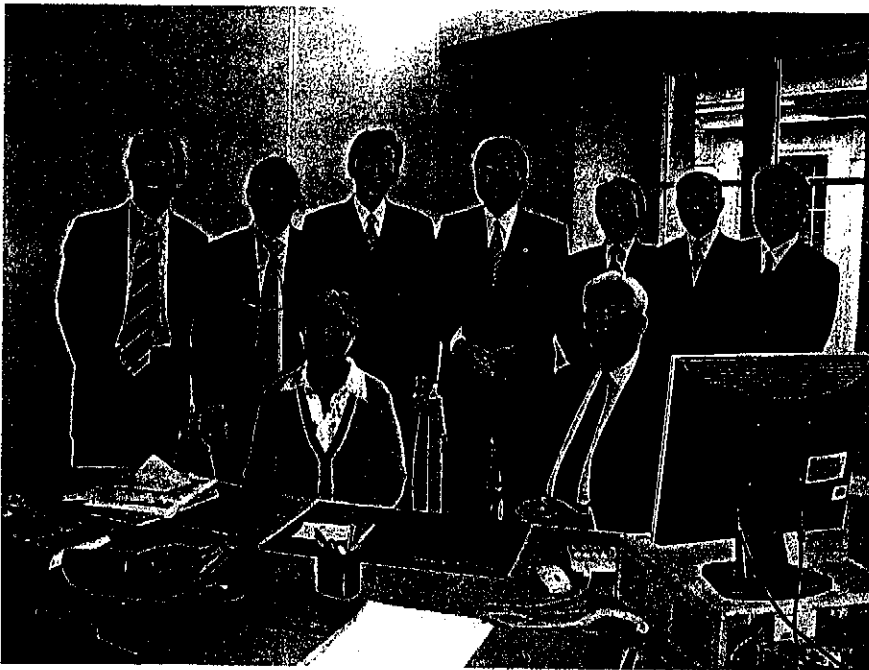
### (3) 扶助費用分担化の議論

フランスでの扶助予算は欧州連合の中では平均より低く、国民1人あたり4.8ユーロを扶助にあてている（ドイツでは、6.8ユーロ、イギリス・スカンジナビアでは10ユーロを超えている）。しかし、最近では、国選弁護士の活躍する場面が増えており、今後財政支出も増えると予測される。

これに伴い、ダロア委員会という審議会では、扶助の財源を現在のように国だけとするのではなく、法律職の売り上げの一部を扶助予算に当てることが、提案されている。この委員会は、現在の大統領の主張である司法職の統一化を考察するため作られた委員会である。

## 6 その他

破毀院の扶助局と大審裁判所の扶助局とは独立していて、指揮監督関係はない。また、ADR関係の扶助は、下級裁判所の扶助局が担当している。



局長室内でデュマ局長らと記念撮影

### Ⅲ パリ弁護士会（1月26日午後）

Ordre des Avocats à la Cour de Paris

Salle Brunois a la Maison du Barreau (Place Dauphine-75001)

対応者：Jean Marie BURGUBURU, Ancien Bâtonnier de l'Ordre

Olivier SAUMON, Secrétariat

Poul NEMO

Marganne GARE



(右)ジャン・マリー・ビュルギュビュル弁護士

パリ弁護士会前会長、国際委員会委員長

(中央)オリビエ・ソウモ弁護士

パリ弁護士会国際委員会事務局

(左)ポール・ネモ弁護士

パリ弁護士会会長補佐

#### 1 フランスの弁護士人口増加の状況

1990年の統合によって企業内法律顧問職 2万人が弁護士になった。この統合のプロセスはまだ続いており、つい3～4日ほど前に司法大臣は控訴院付代訴士の廃止法案を提出した。この資格者が全国で500人くらいおり、その協力者を入れると1000人くらいの方が、2010年か2011年には弁護士の仲間に入ることになる。さらに、知的財産顧問3～400人も弁護士の仲間に入ることが決まっている。

弁護士人口の増加による問題はなく、スムーズに進んでいる。その背景には弁護士の平均年齢が若いということがある。全国レベルで平均が42歳、パリでは35歳である。また、女性化が進んでいる。現在、弁護士人口の増加率は年1.5%位で、それほど多くはない。人口比もヨーロッパの中では低い方である。

弁護士人口の増加が引き起こす問題としてまずあげられるのは収入の問題である。我々が行った調査によると、弁護士間の収入の格差は天文学的な数字になっている。全国平均で、年間利益は2万ユーロから2万5000ユーロで、比較的低い数字と見ている。

2点目として、個人で開業している弁護士で一般私法問題を手がけている弁護士の所得は減っているのに対して、企業の事件や会社法を手がけていて複数で事務所を営んでいる弁護士の所得は増えている。ただし、これは今回の経済危機までの話で、今後、経済危機によってどのように変わっていくかを見ていく必要がある。

もう一つの問題は競争の激化である。それはフランス国内のレベルだけでなく、EU内の弁護士が他国で自由に開業できるようになるので、国際的な競争が増加している。

弁護士は自由業であり、定員は設けられていない。弁護士は自分で全て問題を解決

していかななくてはならず、国に数を決めてもらう職業ではない。問題は、人口そのものよりも、新市場の獲得や弁護士が扱う法務の範疇をどのように守っていくかである。それは弁護士のステータスをどのように定めていくか、弁護士強制の認められる範囲がどうなっていくかにつながる。

## 2 フランスにおける弁護士の過疎偏在

大都市の弁護士会は、パリに約 22000 人とフランスの全弁護士の約半数がおり、それ以外に、リヨンに約 2600 人、マルセイユに 1000 人強、ニースにも 1000 人強いて、あとはボルドー、トゥールーズ、リールやストラスブールといった町にそれなりの大きさの弁護士会がある。それから、パリの西にあるデファンスという地区にパリとは別の弁護士会があり、パリ市内からその地区に大企業の本社が移転されたことにより、現在約 2000 人の弁護士がいる。その 90% までが企業問題専門の弁護士である。

それに対して、農村は法律砂漠のような状態になっており、小都市では弁護士の数が少ない。市民も、大都市に比べると、訴訟を起こすことへの抵抗や費用の問題があって、弁護士の利用が少ない。弁護士会も、会員が 30 人から 50 人くらいしかいない小さな弁護士会が 100 強ある。



パリ弁護士会の建物

## 3 弁護士人口の調整

フランスでは法学の大学免状があれば誰でも弁護士になれるというのがたてまえであるが、実際には弁護士研修所がフィルター役を果たしている。弁護士研修所は、入学は大変だが、ほぼ自動的に卒業でき、卒業すると弁護士の免許がもらえる。

弁護士研修所の入学者数を決めているのは弁護士会ではなく大学である。入学試験は基本的に大学の先生が行い、それに司法官や弁護士の代表が参加する形になっている。弁護士研修所の入学試験は、たてまえは能力を満たしておれば誰でも合格できる資格試験であるが、実際には合格者数がだいたい決められており、パリの弁護士研修所では、約 4000 人が受験して 800 人が合格しており、倍率は 5 倍強である。その中で卒業できない人は毎年 10 人位である。

弁護士人口は、例えば政府だとか弁護士会だとかが、何らかの政治的意図をもって増やしたいと思って増やしているということではなく、あくまで自然にまかせている。したがって、若い人の中で弁護士志望者が増えればそれだけ弁護士になる人が増えるし、弁護士に対する需要が高まれば弁護士になる人の数が増えることになるが、あくまでこれは自然の流れであって誰かが上から増やしているということはない。

## 4 増加する弁護士人口を支えるニーズ

1990年の法律顧問職との資格統合によっても、弁護士の業務にはほとんど変化はな

い。合併前からすでに弁護士として企業に対する法律顧問をしていた人はその後も続けているし、もともと弁護士でありながら裁判所にほとんど行かなかったような人もそのまま続けている。

法律顧問職との資格統合は弁護士にとって成功だった。旧法律顧問職の中で司法活動に関心を示した人より弁護士で企業内での法律顧問職の仕事に進出していった人の方がずっと多く、一方、旧法律顧問職は弁護士倫理の点で向上した。

弁護士人口の増加の大部分を吸収したのは企業ニーズである。企業ニーズに特化した大ローファームが増え、そういったところが弁護士の増加を吸収している。それと同時に、家族法の分野も技術的な高度化が進んでおり、その多くを女性弁護士が担当している。

## 5 女性弁護士の増加

女性弁護士の増加現象は 20 年前から始まっており、法学部で女性の割合が増えているだけでなく、司法官学校でも入学者の 9 割近くまでが女性という状況になっている。女性弁護士が増えている理由としては、家族生活と両立できるという点が一番大きい。

他方、男性弁護士よりも女性弁護士の方が離職率が高いのは、出産、育児の関係によるものと、女性の社会進出が進んでいるとはいえ、女性弁護士にはまだ企業関係などでのトップマネジメントを扱う機会が与えられていないことへの不満から辞めていくということもあると思う。

## 6 若手弁護士の離職率の増加

若手弁護士の離職率が高まっている背景には、弁護士になれば自由業だから自由に何でもできる、仕事をしなくてもお金が入ってくるという誤った思いこみで弁護士になり、なってから幻滅してやめていくということがある。弁護士のキャリアには2つのステージがあり、1つ目はよい弁護士であること、2つ目はよいパートナーすなわちよい企業人であることであり、その間の移行がうまくできていないのではないか。

#### IV パリ重罪院（1月27日午前）

Cour d'assises de Paris



パリ控訴院事務局長

##### 1 基礎

(1) フランスの刑法（92.7.22新刑法典）

構成→ 重罪（crime）軽罪（délit）違警罪（contravention）

(2) フランスの刑事訴訟法

①予審制度→重罪について義務的 書面、非対審、秘密審理

②民事的請求の付帯→犯罪被害者の関与 公訴権の発動について付帯私訴を提起する私訴当事者のイニシアティヴ 民事上の請求

③重罪に関する特別手続→義務的予審制 陪審制度（jury 実質参審制の性格）

##### 2 ヒアリング

・パリ重罪院について

フランス刑事法 陪審員（juré）を伴う。フランス革命（1891年）から。「革命の娘」と言われる。殺人、武器を持った強盗、麻薬重罪院は第1審の裁判所であるが、位置づけとしては控訴院と同じく上級法院レベル。

・テロ、組織犯罪、麻薬以外傍聴可能

・2001年1月1日以降控訴可能となった。

それまでは、陪審員が参加している、すなわち国民の発意によるから翻せなかった。

・一審 裁判官3名 陪審員9名

二審 裁判官3名 陪審員12名

・一般重罪事件は陪審、テロ事件など特別重罪事件は裁判官のみ



破毀院・パリ控訴院・パリ大審裁判所

テロについてはパリのみ。検事、予審判事全国に管轄ある。パリは一、二審。

・ 弁護士の権利

陪審員を忌避できる。5人。

証人の召喚権 証人の全てを聞かなければならない。

法廷を犯罪現場に移すことを求めることができる。

・ 事件数

パリ重罪院 テロ裁判は時間がかかる。年間10件。一般事件は200～250件

14名の裁判官

・ 弁護人の資格制限はないが、パリで100～150人（パリの全弁護士は2万2千人）

①重罪院の裁判はテレビ、新聞で注目される。有名になった弁護士。

②被害者の立場ならいい

・ テロ事件の弁護 コルシカ パスク イスラムのタイプには必ず自発的に引き受ける心情の弁護士がいる。

・ 国選の比率は低い。軽罪裁判所の方が国選の比率が高い。予審が2～3年かかるので、私選弁護人を選任する時間が十分ある。

### 3 法廷傍聴

・ ケース 強姦事件

責任能力の鑑定人尋問 予審2年以上その間教育、未決全入

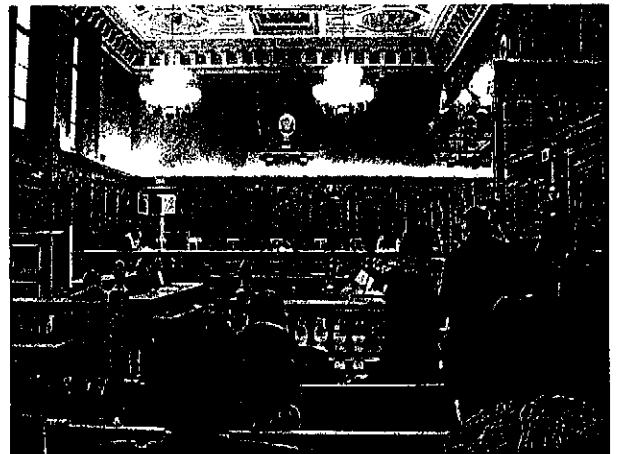
・ 壇上には裁判官3名（法服）、陪審員9名 そのほか検察官（法服）も。

・ 被告人席に対峙するのは付帯私訴を提起した被害者側 関係人席もある。

・ 被告人席は防弾ガラスの鳥かご状の中

・ 弁護人席はその前。若い女性弁護人二人

・ 法廷警備は警察



重罪院の法廷

## V パリ大審裁判所法律扶助局（1月27日午後）

Bureau de l'Aide Juridictionnelle, Tribunal de Grande Instance de Paris

1, quai de la Corse 75194 PARIS CEDEX 04

対応者：Caroline CREPIN, greffière en chef



キャロリン・クレパン主任書記官

### 1 パリ大審裁判所法律扶助局

パリ大審裁判所法律扶助局では、パリ在住の市民及びパリの管轄裁判所で行われている手続きについての扶助を行っている。

扶助局員は、全体で 27 人いる。また審査をする委員会は、委員長が司法官であり、その他、弁護士、執行吏、税務局の代表、福祉関係の代表の 1 人ずつで構成されている。

また、扶助局は、民事第 1 審（大審裁判所、小審裁判所）、控訴院（民事控訴審）、行政裁判（行政裁判所、行政控訴院）及び刑事裁判（軽罪、重罪）を担当する 4 つの課に分かれている。扶助件数でいえば、最初の 3 つで半分、刑事で半分程度である。

さらに、この扶助局には、民事と行政をあわせて 106 万ユーロの予算がつけられ、刑事にもこれとほぼ同じ予算がつけられている。

### 2 法律扶助の基準

#### (1) 所得要件

扶助を受けることのできる上限所得は政令で定められている。今年の基準では扶養家族がない場合には、月収 911 ユーロが全額扶助の最低基準となる。この基準を超えると一部扶助対象事件となり、月収が増えるにつれて、その扶助の金額は減少していく。また、扶養家族の数によっても、その基準は変動する。

失業保険を受けていると 911 ユーロを超えることになるはずだが、実際には、かなり多くの人々の所得が 911 ユーロ以下であるという現実がある。

#### (2) 審査方法

扶助を受けたいと考える者は、自らあるいは代理人を通じて、申請書面と所得を証明する書類（基本的には納税証明書、タイムラグがある場合には、3 ヶ月分の給与明細と社会保障関係の書類）及び裁判に関する書類を扶助局に提出する。

これに基づき、上記委員会で扶助対象事件かを審理することになる。



その後、決定が出れば、全額扶助の場合には普通郵便でその結果が伝えられ、一部扶助または却下の場合は、不服申立てをする可能性が存することから受理証明つき書留郵便でその結果が通知される。

この点、DV など安全が危機にさらされている場合には、緊急の審査対象となる。その場合、夫婦ではなく、一人の収入で判断される。

### (3) 申込件数と認容事例

この扶助には、年間 6 万件の申請がある。

扶助申請が却下されるのは、所得の基準を満たさない場合、書類を提出しない場合、フランス法に合致しない場合であるが、実際は申請の約 10 % 程度である。

その理由は、申請のうちの 40 % が弁護士を通して行われ、そこでフィルターがかかっているからである。

扶助対象となる事件としては、経済問題に関するもの、例えば、明渡し、多重債務者の問題などが最も多く、次に、家族関係に関する問題が多く、なかでも法律婚の離婚が多い。もっとも、事実婚でも養育費や訪問権を巡る争いがその対象となる。また労働裁判所での解雇の争いなども多い。さらに、国外退去の決定についても扶助の対象となるが、不法滞在している者がそれと関係ない訴訟を起こす場合については、その対象とならない。この点、軽罪裁判所では経済的困難をかかえていることが多いことから扶助も多い。

## 3 法律扶助と弁護士

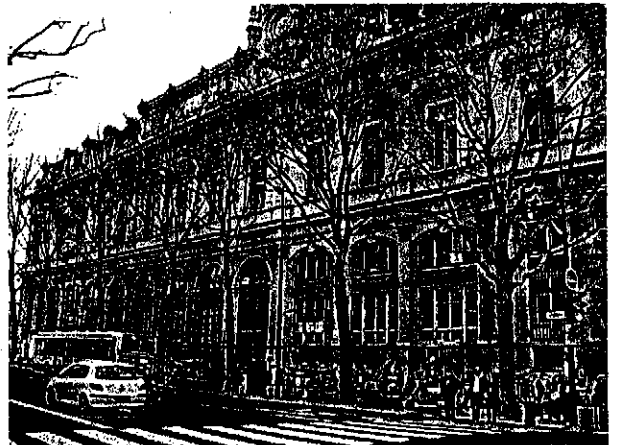
### (1) 法律扶助と弁護士とのかわり

扶助申請のうちの 40% が弁護士を通じて行われ、その際、もし自らが当事者を受任する意思があるなら、その旨を申請書類とともに申告しなくてはならない。このような申請がない場合には、弁護士会に指名を求めることになる。

### (2) 弁護士報酬

実際に弁護士に支払われる報酬の額は、政令で単価が決められ、これに事件に応じて定められた係数をかけてその報酬額を決めることになる。ただし、同じ種類の事件であれば、どんな内容の事件でも同じ額となる。

扶助には、全部扶助と一部扶助の場合があり、一部扶助の場合は、裁判の終了時にミッション終了証明書が発行され、それと扶助決定によって、報酬の支払いを受ける。



大審院法律扶助局があるパリ商事裁判所の建物

## 4 返還義務

基本的に扶助を受けた者がその返還を命じられることはない。ただし、裁判において、裁判制度の濫用と判断された場合には、裁判官は、その扶助の支払いの決定を取り消すことができる。

また、相手が敗訴して、かつ判決において裁判費用の支払いを命じられた場合は、国は相手から取り立てることができる。

## 5 今後の課題

大きな問題は、一つは、スタッフが27人と少ないことである。件数が多く、当事者にとってはすべての案件は緊急であり、決定までは裁判手続は中断されることから、人数が不足していることが最も大きな問題といえる

もう一つは、対象となる人が言語などのいろいろな問題を抱えており、手続について理解できない者も多く、待ち時間も長くなり、申請者への適切な対応が困難となっていることである。



クレパン主任書記官と記念撮影

## VI ボルドー大審裁判所法律扶助局（1月29日午前）

Bureau d'Aide Juridictionnelle, Tribunal de Grande Instance de Bordeaux  
対応者：Jean-Francois SABAR（筆頭副所長兼法律扶助局局長）



ジャン・フランソワ・サバル局長

### 1 法律扶助の理念、概要

#### (1) 法律扶助の考え方

法律扶助というのは貧困な人が法および司法にアクセスするための制度であり、いかなる所得であっても、自己の権利を守るために司法にアクセスする権利があるという考え方に基づいている。

#### (2) 制度の概要

支給の対象は裁判に要する費用であり、そのなかには弁護士費用、執行吏費用、鑑定人費用が含まれる。いずれも給付制であり、償還の必要はない。

この法律扶助は司法裁判および行政裁判の双方に適用され、ADRにも適用がある。

#### (3) 予算

予算は司法省の予算であり、最近の予算額（全国）は次のとおり。

2008年 3億8000万ユーロ

2009年 3億1000万ユーロ

フランスの国家予算の仕組みとして、新たにドルフという仕組みが採用された。これまでのように各省に対して一方的に交付されるのではなく、成果のインジケータを設定して目標をどれだけ達成したかを財政省に報告して、評価を受ける。

この額には事務処理費用も含まれているし、弁護士のほか執行吏費用、鑑定人費用の扶助にもあてられるが、弁護士への報酬として支払われるのは、この額の50%を超えていると考えられる。

### 2 法律扶助の要件

#### (1) 扶助を受けることができる者

フランス国民、EU27カ国の国民および合法的に居住している外国人

それ以外の人でもそのケースが特に扶助に値すると考えられる場合、例えばモロッコ人などのアフリカ人で必ずしもフランスに住んでいなくても、フランスで何ら

かの犯罪を犯した場合に特別にこの扶助を付与する場合がある。

## (2) 所得の要件

扶助を受けるためには所得要件を満たす必要があるが、以下の場合には、所得にかかわらず、扶助を受けることができる。

① 警察留置の場合

② 未成年者

扶助には、全額扶助と一部扶助がある。全額扶助は、定められた額の全額を支給するものであり、一部扶助は一定の割合（15%や50%など）の額を支給する。

扶助適用の第一の基準は、所得である。

基準となる所得の額は配偶者、子どもの数、すなわち扶養家族の数によって変わる。

扶養家族がない場合、全額扶助を受けるためには1ヶ月の所得が911ユーロ以下、15%の扶助を受けるためには1367ユーロ以下であることが所得の基準になっている。

この金額は全国一律である。フランスでは中央集権になっていて、地域ごとに基準を変えることは考えられない。

この基準は、毎年1月に、前年の物価などをもとに、見直しが行われている。

所得の計算にあたっては、生活保護の支給額は除外され、それ以外の所得を基礎に判断される。

## (3) その他の要件

十分な根拠を持っていない訴訟だと考えられるもの、ないしは余りにも奇妙に見られるものについては、扶助の申請を受理しない。

## 3 審査

### (1) 審査委員会

審査にあたっては委員会が開かれるが、委員長は司法官。現役の場合と引退した名誉司法官の場合がある。

審査委員会には、ユーザーの代表、税務署関係の代表、福祉関係者、弁護士、執行吏がそれぞれ一人づついる。

委員の数は多いが、実際は全員が参加することはなかなか難しい。

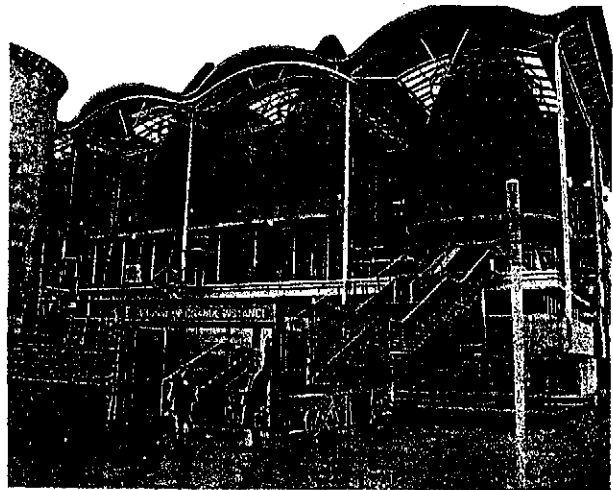
審査には2ヶ月ほどかかる。そのため、一時的な決定をすることがある。その後、書類を審査して、不適當であると判断された場合には返還を受ける。

### (2) 不服申し立て

決定に不服がある場合には、不服申し立てをすることができる。この不服申し立てについては、第一審の場合には控訴院の筆頭裁判官に対してする。

### (3) 返還

判決後、扶助した額の返還を受ける場合がある。



ボルドー大審裁判所

- 一つは、虚偽の事実を申告して申請した場合。
- 二つは、勝訴によって多額の金銭を受け取った場合。

#### 4 扶助による弁護士報酬の額

扶助による弁護士報酬の額は、事件ごとの係数と地域ごとに決められている係数によって定められる。詳細は、巻末資料③「法律扶助による報酬額の係数表」のとおり。

弁護士からは、扶助による報酬が非常に低く、支払いが遅れる場合がよくあるという批判が出ている。そのため、弁護士会は、毎年、司法大臣に増額を要求している。確かに扶助で多額の収入を得ることはできない。

個々の裁判所と弁護士会との間で協定を結び、弁護士のサービスの質を向上させることで、扶助による報酬の額を増額させることもある。たとえば、警察留置の場合の当番の人数を増やして、単価を高めている。

一部扶助の場合に残りの弁護士費用についての取り決めを自由に行うことができるかは、なかなか難しい問題である。扶助の対象とならない部分については、弁護士と依頼者との契約を結ぶが、たとえば 15%の扶助の場合、この 15%の部分扶助があるということがその契約の中で考慮されなくてはならない。標準額の 100%を請求してはならず、あくまでも 85%にとどめなくてはならないということである。

なお、部分扶助を得た当事者が勝訴した場合に、その扶助を断って、敗訴した側から裁判費用として弁護士費用の支払いを受けることができるという制度がある。

※2 モンテスキュー 1689～1755。啓蒙思想家。代表的著作は「法の精神」。ボルドー控訴院長を務めていた。



モンテスキュー(※2)の立像

#### 5 支給の手続

##### (1) 資金の管理

法律扶助の資金は弁護士会が設立した金銭決済金庫（略称「カルパ」）の口座で管理している。これは 1901 年法に基づく非営利団体で、毎年 2 月に司法省から受け取り、管理している。

この点については、弁護士から不満の声が上がっている。最近も CNB（弁護士会全国評議会）の会長が公金を預かるのは責任が重く、本来国が行うべきであると述べた。その額は、ボルドーだけでも数千万ユーロに上る。

##### (2) 支払いの手続

裁判終了後に書記官からミッション修了証明書を受け取り、これをカルパに提出して、弁護士会から金銭を受領するという手続になる。

## 6 適用される事件の状況

### (1) 扶助が適用される事件の割合

ボルドー大審裁判所では、判決総数の 12,300 件のうち半分以上が扶助を受けている。

事件の種類では、最も多いのが家族法に関するもので、法律婚の離婚、それから事実婚の離婚、子供の養育権、養育費などに関するものが 70 %を占めている。残りのほとんどは刑事事件で、刑事事件の大多数が扶助の対象となっている。

法律上の離婚の場合、70%以上は扶助が適用されている。その理由は、離婚には特別の計算方法が適用される。夫婦間の対立がない場合は、夫婦両方の所得を基準とするが、離婚など夫婦間の対立がある場合には、一方の所得のみを基準とする。不動産の価値を鑑定する鑑定人や社会福祉のための費用が高くなるが、国が家族給付金として一時的に費用を肩代わりして、相手側に請求することがある。

近年、家族関係が複雑になり、特に婚外子が多くなっており、それに関して監護や養育費についての訴訟が起こされることが多くなっている。

また、家族給付金を受けるためには、正式の判決が必要なので、件数が多くなっている。

### (2) 全体の事件の状況

ボルドーでは、不動産に関する事件が多い。過去数年地価が上がり、多くの家が建てられ、建築の不備などの責任の問題が多い。社会が複雑化することによる責任の問題が多くなっている。

また、たとえば、銀行や弁護士の責任に関する問題が非常に多くなっている。

## 7 ボルドー裁判所扶助局について

4つの課に分かれている。

- 1 司法裁判第一審
- 2 司法裁判控訴審
- 3 行政訴訟第一審
- 4 行政訴訟控訴審 (15 くらいの県を管轄しており、カリブ海のマルティニーク・ブアドュルフという海外県、海外領も含まれている)

各課に数人の職人がいる。

## 8 その他

企業間の争いは、ADR によるケースが多くなっている。

裁判は、守秘、スピード、効率で問題を抱えており、裁判所をはずす考え方が進んでいる。

弁護士の中でも扶助の事件を担当する弁護士が一定の層に偏っている。その一つの背景として女性の割合が多くなっていることがある。

パリでは国際的な法律事務所が多いが、地方では少ない。

## Ⅶ ボルドー弁護士研修所（1月29日午前）

Ecole des Avocats ALIÉNOR

Centre Régional de Formation Professionnelle des Avocats

18-20, rue du Marechal Joffre 33000 Bordeaux

対応者：Sabline WEHNER-DECELLE（研修所長）

Manuel DUCASSE（前弁護士会長）



(右) サブリーヌ・ベネール・ドュセル 研修所長

(左) マニユエル・デュカッス 前弁護士会長

### 1 弁護士研修所の概要

- (1) 弁護士の養成機関である弁護士研修所は、地方ごとに設置されており、フランス全土で 11 か所ある。ボルドー弁護士研修所は、南西のアキテーヌ、リムザン、シャラント地方の一部を担当している。
- (2) 研修生は、全国で 3000 人（2 学年）、ベルサイユとパリが最も多く、半数を占めている。ボルドーでは 115 人（2 学年）である。
- (3) ボルドーでは、20 ～ 30 人が 1 クラスとなっており、大講堂での講義はない。
- (4) ボルドーでは、平均年齢 25 歳、女性が 80 % を占めている（大学の法学部でも女性の割合が 80 % である）。ここ 10 年間、このように高い傾向がある。30 年程前は、50 % 程度であった。

女性が多くを占める理由は、法学部から進む職業の一つである司法官や弁護士が、ビジネスの業界に比べて、リスクの少ない安定的なものであり、女性に向いていると考えられているからかもしれない。

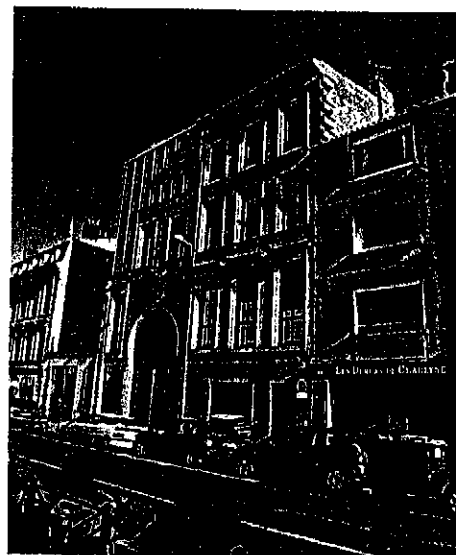
ただ、現在、弁護士として活躍している法律事務所のトップは、男性が圧倒的に多い。
- (5) 学費は、2 年間で 1600 ユーロ（約 20 万円）
- (6) 弁護士研修所の財源は、学費、10 % 程度の国の助成のほかは、弁護士会の負担である（いったん、弁護士会全国評議会に集められたうえで、交付される）。
- (7) 弁護士研修所の教官はすべて弁護士である。ボルドー弁護士会では、1100 名の会員のなかで、30 名が教官をしている。教官の報酬は、1 時間 60 ユーロ（約 7000 円）である。

## 2 弁護士研修所の入学者の選考方法

(1) 弁護士研修所の入学試験を実施しているのは大学の法学部のなかにある司法研究所 (IEJ) である。学生の 3/4 までが IEJ で勉強して準備する。平均点を得た場合は入学することができる。合格率は約 30 % であるが、大学によっては、50 % を超えているところがある。

(2) 大学の法学部が入学試験を実施しており、合格者数については、口頭試験の試験官に入っている弁護士から意見を言うことはできるかもしれないが、弁護士会として、合格者数について意見を述べることはない。

(3) 合格者の増加による質の低下はないと考えている。弁護士は自由業であるから、一定の教育を受け、一定の成績を修めることができれば、何人でも自由に開業できなければならないものであって、定員をもうけるようなことは許されない。



ボルドー弁護士研修所

## 3 教育・養成の過程

(1) 法学部で4年間の勉強をして、修士の称号を得て、弁護士研修所の入学試験を受ける。

(2) 毎年12月に入学する。6か月×3のクールに分かれており、第1クールが座学（書類の作成、弁論、交渉という実務的なもの、定期試験があり、教員の弁護士が添削している。）、第2クールが個別教育プロジェクト（裁判所、フランス内外の企業、公的・私的団体、地方自治体、NPO など）、第3クールが法律事務所での研修（一種の試用期間、法律事務所から給与の支給も受ける）、第3クールが3か月経過した時点で、評価が行われ、第3クール終了後に、弁護士職適格証明書 (CAPA) を取得するための筆記試験及び口述試験がある。

(3) 職業倫理に当てられる時間が最も多く、40時間である。

(4) CAPA の合格率は極めて高く、不合格者は毎年1名か2名である。

## 4 生涯教育など

(1) フランスでは、4年前から義務化され、毎年20時間の講義を受けなければならない。

これを受けないと、職業倫理の欠如とみなされ、懲戒の対象となる。

(2) フランスの弁護士は専門化が進んでいるが、4年目以降に専門家を名乗ることが可能になる。法学博士号を有している場合には自動的に専門家を名乗ることができる。その他の場合は、試験を受け、口頭試問を受けて専門家を名乗ることができる。

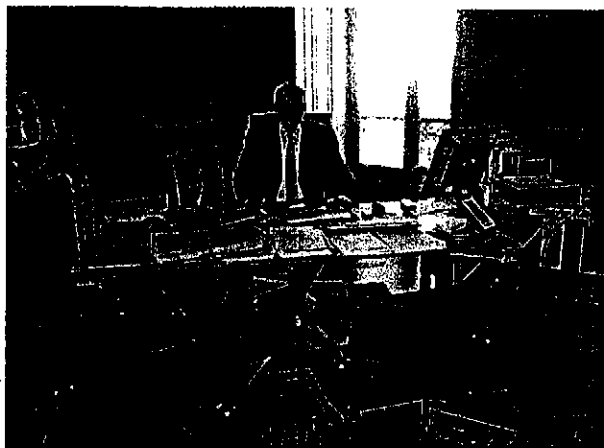


## VIII ボルドー弁護士会（1月29日午後）

Ordre des Avocats au Barreau de Bordeaux

Maison de l'Avocats, 1 rue de Cursol, CS 41073, 33077 Bordeaux Cedex

対応者：Philippe DUPRAT, Bâtonnier



フィリップ・デュプラ会長

### 1 ボルドーにおける弁護士の状況

#### (1) 事件の状況

ボルドーとパリでは、事件の種類や弁護士の活動で、特に異なったところはない。弁護士の業務は、訴訟と企業に対するアドバイス、顧問という活動からなっているが、その比率（報酬額による）は対企業サービスが70%、訴訟が30%ぐらいであり、これはほかの地域ないしはパリの活動と同じ数字ではないかと思う。

事件類型では、民事のうち65%は家族法が占めている。

交通事故関係の数は、1985年から減った。それは、新たな法律の制定によって保険会社の役割が強化され、現在ではほとんどの交通事故が保険会社によりその補償が行われている。裁判にかけられるケースというのは非常にまれで、非常に大規模な交通事故か、ないしは保険会社からの補償が不十分であるとして訴えるケースのみに限られる。

フランスでも保険会社の基準よりも判決のほうが高いという問題意識があるが、多くの事件は裁判にならずに解決される。保険会社と被害者との個々の話し合いで解決されることが多いが、それが問題で、力の格差が反映する。弁護士が関与する事例は非常に少ない。

#### (2) 弁護士の増加状況

この10年間で毎年大体80人ぐらい増えている。過去5年に新たに登録した弁護士の合計は374人であり、その前の5年は155人である。去年は92人新規登録した。自分（会長）が登録した26年前は27人しかいなかった。

実際、これまでの間、すべての新規登録者を弁護士会は吸収することができており、これはこの弁護士会がうまく活動していて、しかも弁護士市場が非常にダイナミックな活力があるということを示しているのではないかと思う。

#### (3) 弁護士事務所の状況

弁護士の事務所形態については、23%がパートナー（共同出資者）、38%が個人、

10%が勤務弁護士、29%がコラボトウール（法律事務所に勤務しているが、パートナーではなく自分の顧客を開拓することができる）。

#### (4) 偏在

弁護士事務所は、裁判所の近く、裁判所のある都市に集まる傾向があり、もう少しバランスのとれた方法で分布させていくことが重要である。ただ、裁判所から離れたところや人里離れたところに開業するというのも全く援助がなければ無理であり、そのため、ボルドー弁護士会では、例えば電子的なコミュニケーション手段に対して投資するなどの様々な手を打っている。

## 2 就職状況

就職状況はその年によってまったく違う。今年は、多くの企業専門の法律事務所が多く採用をしている。

現在のところ、全ての新規登録者を吸収することができている。

破産状態になっている弁護士もいるが、少ない。1159人の弁護士のうち15人が破産の申立てをした。パリでも同じ割合だと思う。最近まで弁護士にとって、倒産の道は開かれていなかったもので、過去の隠されていた

状態が明るみに出ているという側面もあると思うが、いずれにしても、競争の激化によってなったというよりも、経営の過ちが繰り返され、そしてその債務をふやすことによって現在倒産の状態に陥っているというところがあると思っている。競争の激化によるものではない。

フランスにおいては弁護士の数を制限しようとする意見は皆無である。

ボルドーでは企業の需要が増え、それが増加した弁護士を吸収してきたということはない。行政法、環境法などの新しい仕事があるし、従来からの個人の顧客による需要が多い。

数が増えることによって、強制加入の制度が必要ないのではないかという意見は出てきていない。

10年以内にやめていく人が1/4を占めているのは、弁護士に向いていないことがわかる場合や、パリでは就職先が見つからない場合があるためだ。実際に弁護士になって何年か弁護士の仕事をした後、やはり顧客を見つけるのに苦労するという人もおり、そのため、弁護士をやめて、一般企業に勤めたり、公務員になったりする人たちもかなりいる。私はいつも、弁護士で難しいのはなることではなく生き残ることだとよく言っている。



ボルドー弁護士会の建物

## 3 偏在

地域偏在はフランスでも見られる。南の暖かいところを選んだり、裁判所の近くを選ぶ。

#### 4 扶助

##### (1) 事件

扶助が適用される事件では、家族法関係が多く、その次に、労働法、刑事事件が多い。

弁護士が依頼を受けていて扶助を申請するケースと、当事者本人が申請をして後で弁護士がつくケースの割合は、大体同じぐらいである。

##### (2) 報酬

扶助による報酬の計算の方法は巻末資料③の計算表による。たとえば法律上の離婚の場合は、有責離婚の場合、事件の係数 36 にボルドーの係数 23.52 を乗じた額、846.72 ユーロになる。

離婚で双方同意によるものは 1 回だけ裁判所に行く。提出書類は、合意書と財産分割合意書の 2 通のみ。その他のケース、有責離婚などでは、複雑さの度合いによって変わってくる。

一部扶助の場合の残りの報酬については、全く自由に設定することはできるが、その報酬契約は弁護士会の会長の承認を得なくてはならず、各弁護士会では、会長は、あまり極端な金額になる場合は承認しないことができる。しかし、弁護士はそのことはわかっている、実際の料金体系を低く設定しているので、会長が承認しないということはまずない。実際は、全額扶助の場合よりやや上回るが、非常に近い金額である。

扶助の事件のうち 85% が、扶助による報酬が 3500 ユーロ以下の弁護士によって受任されている。扶助による報酬の額が 2 万ユーロを上回るのは 10 事務所にすぎず、10 万ユーロを上回る場所は 2 事務所にすぎない。つまり、扶助に経済的に依存している弁護士は非常に少ないということである。

扶助の担当弁護士の紹介の要請があった場合、名簿に載っている弁護士を指定する。ただし、名簿に載っているのは新規登録後 5 年以内が多い。



ボルドー弁護士会の過去の会員名簿

## IX 国立司法学院（1月30日午後）

Ecole Nationale de la Magistrature

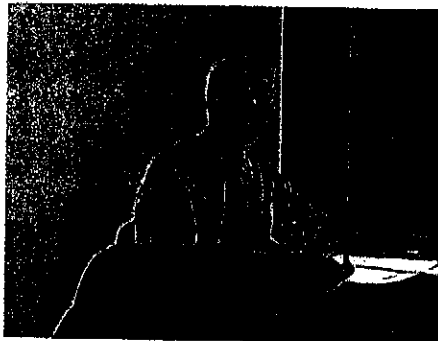
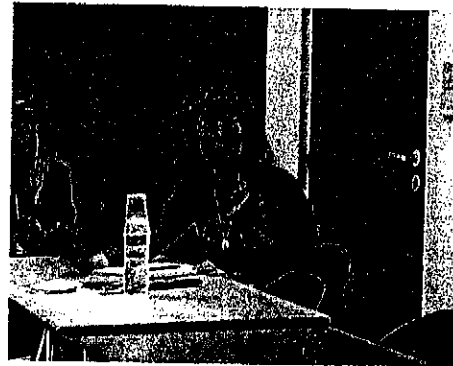
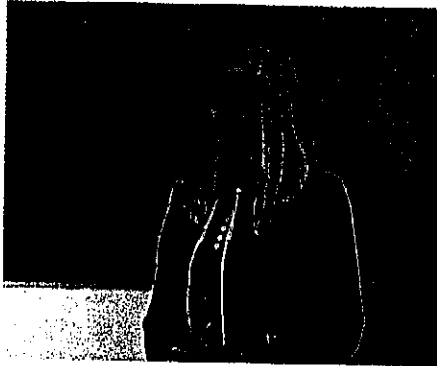
10 rue des Frères Bonie, 33080 Bordeaux Cedex

対応者：Emmanuelle SPITERI-DOFFE, Magistrat, chargé de formation

Laurent ZUCHOWICZ Sous-directeur des stage

Frédérique AGNOUX, Magistrat, chargé de formation

Caroline GARRIGOU, Assistante linguiste, Service Accueil



### 1 国立司法学院の概要

- (1) フランスでは、司法官（裁判官・検察官）と弁護士の養成は別に行われており、司法官は、国立司法学院で行われている。国立司法学院はボルドーに本校、パリに分校がある。
- (2) 司法修習生の人数は、2008年が205名、2009年が147名、今後は、毎年150名程度になりそうである。最も多かったのは、2005年の305名。このように多かったのは、司法官の引退する数が多かったからである。
- (3) 入学生の平均年齢は29歳。全体の1/3は職業経験がある。うち5人が弁護士出身。法学部の教授、弁護士、企業の顧問などは、入学試験を受けずに、書類審査だけで入学できる場合がある。
- (4) 入学定員は司法省で決めているが、毎年、引退する裁判官の数を見て、定員を決めている。
- (5) 弁護士が増えたから司法官を増やさなければならないという考えはない。ただ、司法官側からは、司法官や書記官の数が少なく、訴訟が遅れる傾向にあることから、増員を求めているが、法務大臣は聞き入れてくれない。

## 2 修習の過程

- (1) 2週間の研修（司法官と弁護士による弁護士の業務に関する講義）のあと、6か月の弁護士事務所での研修を受ける。もともと、弁護士事務所の研修は、2か月だったが、2007年法により2008年から6か月に延長された。



国立司法学院

大きな冤罪事件（未成年者に対する性犯罪）があり、多数の被告人が無罪判決を受けた。その事件の予審判事は、国立司法学院を卒業したての非常に若い裁判官であったが、弁護人の主張にほとんど耳を貸さなかったことが厳しく批判された。この事件から教訓を得るために国民議会で調査委員会が作られ、その報告書で、司法官は弁護士の業務を理解すべきだとされた。その結果、国民議会で、弁護士事務所での研修期間が6か月に延長する法案が通過した。

司法修習生は、国からの給与以外の報酬を受けてはならない。問題が起こった場合には、国が責任を負う。重罪事件を除き、口頭弁論をすることができる。

一部だが、外国の法律事務所での研修を受ける学生もいる。

なお、弁護士経験者の学生はこの研修を受けることはなく、NPOや国際機関などで研修を受ける。

- (2) 修習期間は、全体で31か月、研修所における修習及び裁判修習（裁判所・検察）のほか、弁護士事務所での6か月間、企業・自治体・行政機関・NPOなどで5週間、海外で1か月の各研修がある。

## 3 弁護士研修所・弁護士との交流

ボルドーでは、国立司法学院と弁護士研修所両校が近いので、生徒間の交流が可能になっている。

もともと法学部出身であり、一方は司法官の道を選び、一方は弁護士の職を選ぶが、毎日顔を合わせて仕事をするので、交流が大事だと考えている。

国会でも交流の重要性を認識している。

弁護士研修所・弁護士会との研修・教育に関する交流には次の3つのレベルがある。

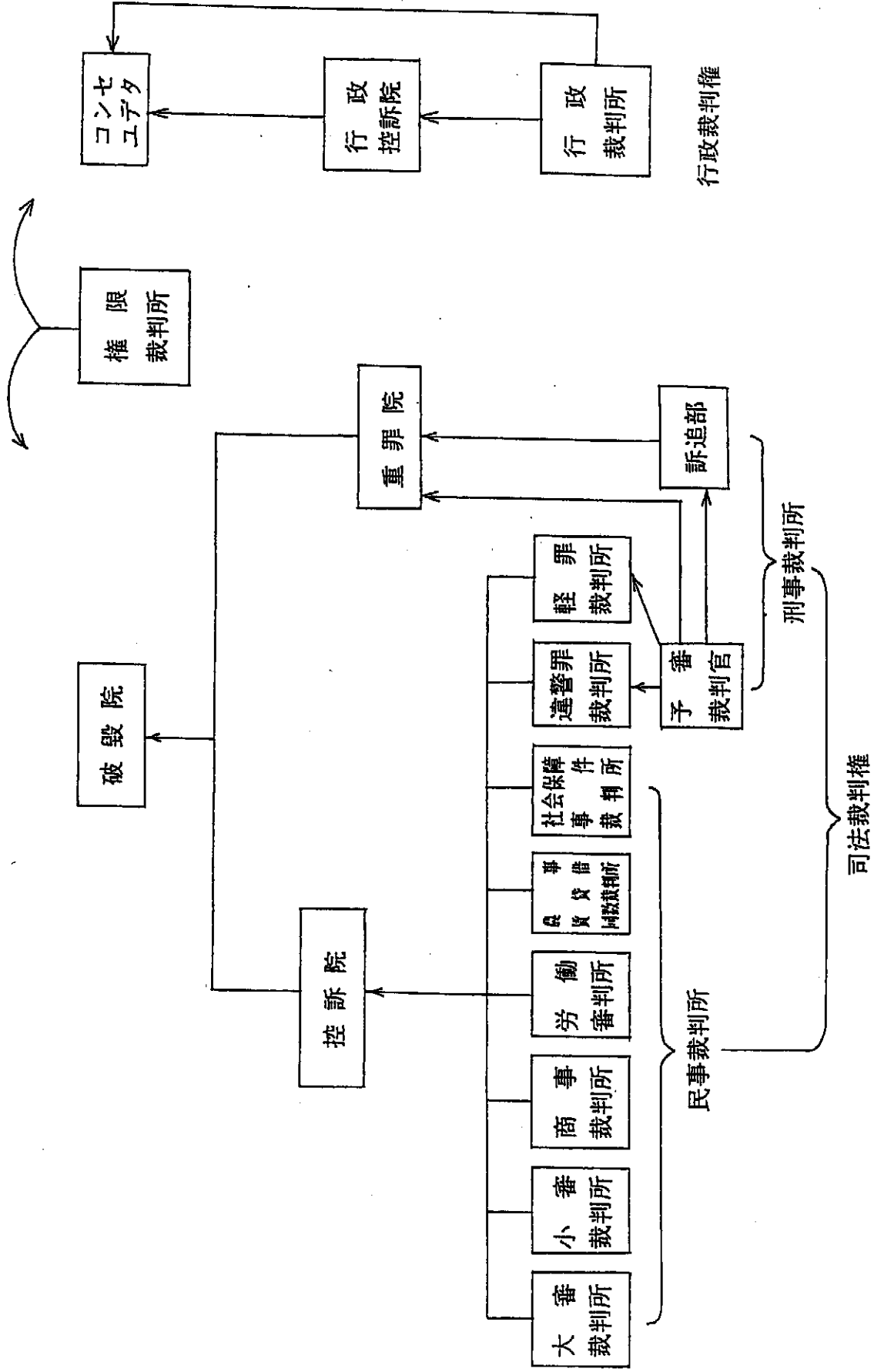
- ① 司法修習生の法律事務所での研修
- ② 国立司法学院と弁護士研修所間の教育の交流
- ③ 生涯教育における交流

ボルドーでは、国立司法学院と弁護士研修所とが地理的に近いから、教育レベルでの交流が進んでいる。それ以外の地域では交流が進んでいないが、近年、両研修所の交流の必要性が自覚されている。

例えば、刑事の模擬法廷では、弁護士研修生は弁論を行い、司法修習生は裁判官・検察官の役割を行い、その後指導を受ける。

また、2006年からは、弁護士研修所の個別教育プロジェクトの一環として、15～20名の研修生を迎え、6か月間、司法修習生と同じ授業に出席して学習をする。

図1 フランス裁判制度の概要



(Ministère de la Justice, Mieux comprendre la Justice (1991), B~Dの表による)

## フランスの弁護士制度の概要

### 1 フランスの弁護士資格の統合

#### ① 1971年以前の制度

- ・フランスでは、伝統的に一つの裁判において代訴行為と弁論行為が存在し、それぞれ個別の法律専門職が担当していた。

代訴行為→代訴士 (avoue) …当事者を代理人とする裁判所付属吏

弁論行為→弁護士 (avocat) …当事者を補助する自由職

日本でいう「弁護士」に該当するのは、上記のうち弁論行為を担当する“avocat”である。

- ・その他に、商事裁判所での当事者の代理又は補助をする商事代理人 (agree), 企業相手の法律相談・助言をする法律顧問職 (conseil juridique) が存在した。

#### ② 1971年 第一次統合 代訴士と商事代理人を弁護士に統合

#### ③ 1992年 第二次統合 法律顧問職を弁護士に統合

現在、弁護士と公証人の統合が検討されている。

### 2 弁護士及び隣接の法律専門職

#### (1) 法廷業務を主たる業務とする法律専門職

##### ① 弁護士 (avocat)

##### ② コンセイユデタ・破毀院付属弁護士 (avocat au Conseil d'Etat et a la Cour de cassation) —コンセイユデタ・破毀院における法廷業務を独占している。

##### ③ 控訴院付代訴士 (avoue pre la Cour d'appel) —控訴人における代訴行為を独占している。

#### (2) 送達・執行に関わる法律専門職

##### ① 執行士 (huissier de justice)

##### ② 競売士 (commissaire-priseur)

#### (3) 企業倒産処理手続に関わる法律専門職

##### ① 管財人 (administrateur)

##### ② 裁判所上の管財人 (administrateur judiciaire)

##### ③ 会社清算人 (liquidateur de societe)

#### (4) 裁判所外業務に関わる法律専門職

公証人 (notaire)

### 3 弁護士による業務独占

- (1) 法廷業務は、原則として弁護士が独占。ただし、実際に弁護士が独占しているのは第一審（大審裁判所）のみである。

- (2) 第二審（控訴院）では代訴行為と弁論行為を別個の法律専門職が担当する枠組みが維持されており、最上級審である破毀院では、原則としてコンセイユデタ破毀院付弁護士が独占している。

BARREAU BORDEAUX

## Montants d'UV

Monnaie : EUR

Début	Fin	Montant AJ Totale	Montant AJ Partielle
01/01/1992	31/12/1992	19,06	19,06
01/01/1993	31/12/1993	20,43	19,51
01/01/1994	31/12/1994	20,43	19,51
01/01/1995	31/12/1995	20,43	19,82
01/01/1996	31/12/1996	20,43	19,82
01/01/1997	31/12/1997	20,43	19,82
01/01/1998	31/12/1998	21,04	20,12
01/01/1999	31/12/1999	21,04	20,12
01/01/2000	31/12/2000	21,34	20,43
01/01/2001	31/12/2001	21,34	20,43
01/01/2002	31/12/2002	21,34	20,43
01/01/2003	31/12/2003	21,34	20,43
01/01/2004	31/12/2004	21,77	20,84
01/01/2005	31/12/2005	21,77	20,84
01/01/2006	31/12/2006	21,77	20,84
01/01/2007	31/12/2007	23,52	22,50
01/01/2008	31/12/2008	23,52	22,50



COUR D'APPEL  
DE BORDEAUX  
Place de la République  
33077 BORDEAUX CEDEX

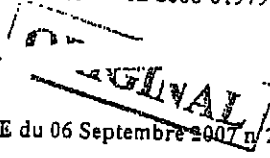
AIDE JURIDICTIONNELLE

ATTESTATION DE MISSION  
AFFAIRES CIVILES  
n°33063-12-2008-01979

Loi n°91-647 du 10 juillet 1991 modifiée  
Décret n°91-1266 du 19 décembre 1991  
modifié  
Ordonnance du décret 2003-853 du 5 septembre  
2003

développée à Me [Nom] inscrit au barreau de BORDEAUX dans l'affaire Madame [Nom]

n°RGC 07/02180  
décision BUREAU D'AIDE JURIDICTIONNELLE du 06 Septembre 2007 n° 2007/007063  
aide juridictionnelle Partielle 25%



I - PROCÉDURES		Coeff. U.V.	I - PROCÉDURES		Coeff. U.V.
Divorce par requête conjointe missions pour lesquelles la convention temporaire a été homologuée, art. 101.05 - autres divorces-missions pour lesquelles l'assignation a été délivrée art. 101.01.05		10	Référé prud'homal avec départage		24
1	Divorce pour faute	36	10-1	Baux d'habitation - Instances au fond	21
2	Divorce sur requête conjointe et autres	30	10-2	Baux d'habitation - Référé	16
3	Divorce par requête conjointe. Les deux époux ont l'aide juridictionnelle et le même avocat	50	11	T.G.I. et T.C. inst. au fond. Renvoi à la for collégiate JEX - A.F.	26
Divorce par requête conjointe missions pour lesquelles la convention temporaire a été homologuée, art. 101.05 - autres divorces-missions pour lesquelles l'assignation a été délivrée art. 101.01.05		12	Autres juridictions - Instance au fond - Juge de l'exécution - Juge de proximité - Tribunal du contentieux de l'incapacité		16
1-1	Divorce par consentement mutuel	30	12-1	Difficultés d'exécution devant le JEX	4
2-1	Divorce par consentement mutuel les deux époux ont l'aide juridictionnelle et le même avocat	50	12-2	Demande de réparation d'une détention provisoire	6
3-1	Autres cas de divorce	34	12-3	Demande de réparation d'une détention provisoire avec avocat distinct de celui intervenu pour la procédure pénale	8
3-2	Autres cas de divorce avec projet d'acte notarié de liquidation du régime matrimonial homologué par le JAF	36	13	Référés	8
Autres procédures			14	Matière gracieuse	4
4	Procédure après divorce (J.A.F.)	14	15	Requête	4
4-1	Autres instances devant le J.A.F	16	16	Appel et contredit	14 X
5	Incapacités	10	17	Appel avec référé	18
6	Assistance éducative	16	18	Appel sans représentation obligatoire - Appel - etc	20
7	Prud'hommes	30	19	Appel avec référé sans représentation obligatoire - etc	24
8	Prud'hommes avec départage	36	20	Tribunal des affaires de Sécurité Sociale	14
9	Référé prud'homal	16			

II - MAJORATIONS POSSIBLES CUMULABLES (dans la limite de 16 UV)									
N°	TYPES DE MAJORATIONS	UV	Majora'	Total	N°	TYPES DE MAJORATIONS	UV	Majorat	Total
21	Incidents mise en état (3) (dans la limite de 9 UV)	3	3 x	=	26	enquêtes sociales	2	2 x	=
22	Expertises avec déplacement	9	9 x	=	27	Autres mesures d'instruction	2	2 x	=
23	Expertises sans déplacement	4	4 x	=	34	Mesures de médiation ordonnées par le juge	2	2 x	=
25	vérifications personnelles du Juge	5	5 x	=					

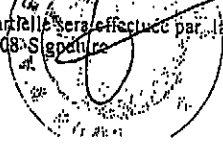
CONDITIONS D'ENTRÉE ET DE SÉJOUR DES ETRANGERS					AUDITION DE L'ENFANT (loi n°93-22 du 8 janvier 1993)				
N°	PROCÉDURES	UV	Majora'	Total	N°	PROCÉDURES	UV	majora'	Total
28	Prolongation de la rétention dans les locaux ne relevant pas de l'administration pénitentiaire devant le JLD	4			32	Audition de l'enfant	3		
29	Prolongation du maintien en zone d'attente devant le JLD	4			33	Majoration d'1 UV par audition supplémentaire décidée par le juge (dans la limite de trois majorations)	1	1 x	0
29-1	Majoration d'1 UV en cas d'audience dans l'emprise portuaire ou aéroportuaire	1	1	=					

Vu la demande attestation de mission présentée par Me Sylvie MICHON en application des articles 37 de la loi du 10/07/1991 et 108 du décret du 9/12/1991 (4)

Je, Greffier à la Cour d'appel de Bordeaux attestons que Me [Nom] a accompli le 18 Décembre 2008 la mission pour laquelle a été désigné.  
Je réitons la présente attestation à : 14 UV avant application du taux d'aide juridictionnelle partielle quatorze UV. L'application du taux d'aide juridictionnelle partielle sera effectuée par la CARPA lors du paiement de l'avocat. (Pour mémoire : 3,50 UV)

Montant hors taxe des sommes recouvrées par l'avocat en application de l'article 37 de la loi (5) € H.T.

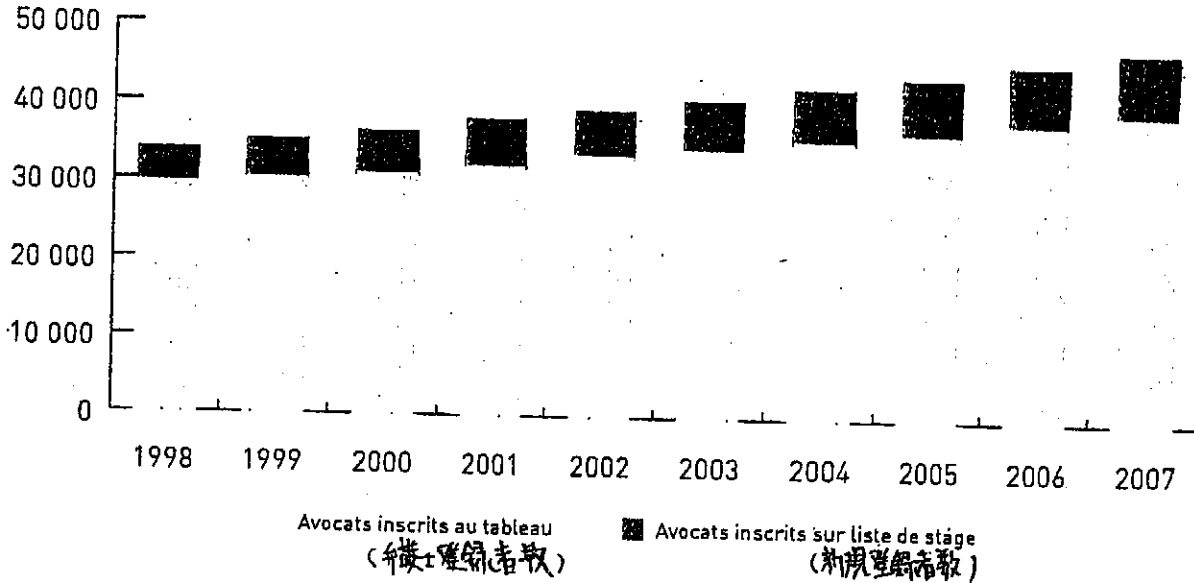
La déduction de ces sommes ainsi que l'application du taux d'aide juridictionnelle partielle sera effectuée par la CARPA lors du paiement de l'avocat  
À BORDEAUX, le 18 Décembre 2008



資料1 弁護士数の増加と偏在

① 1998年から2007年までの弁護士数の変化

Évolution des avocats de 1998 à 2007



Source : Ministère de la Justice - DACS

② 地域別弁護士数の推移

Évolution de l'effectif des avocats par région

Avec le recul, les séries statistiques nous permettent d'observer que le poids de l'Île-de-France va en s'accroissant régulièrement et comme inexorablement. Regardons plus en détail les évolutions des régions et des Barreaux qui les composent.

Région	1998年	2007年	1998年/100%	2007年/100%
Alsace	785	1 012	28,9	2,2
Aquitaine	1 296	1 702	31,3	3,7
Auvergne	404	449	16,1	1,1
Basse-Normandie	370	448	26,5	1,0
Bourgogne	417	520	24,7	1,2
Bretagne	795	1 098	38,1	2,3
Centre	580	699	20,5	1,6
Champagne-Ardenne	358	423	18,2	1,0
Corse	165	215	30,3	0,5
DOM-TOM	510	705	38,2	1,4
Franche-Comté	261	314	20,3	0,7
Haute-Normandie	529	632	19,5	1,5
Île-de-France <sup>1</sup>	16 618	23 399	40,8	47,1
Languedoc-Roussillon	1 055	1 480	40,3	3,0
Limousin	215	253	17,7	0,6
Lorraine	628	817	30,1	1,8
Midi-Pyrénées	1 128	1 480	31,2	3,2
Nord-Pas-de-Calais	1 088	1 362	25,2	3,1
Pays de la Loire	3 395	4 462	31,4	9,6
PACA	902	1 316	45,9	2,6
Picardie	430	537	24,9	1,2
Poitou-Charentes	504	611	21,2	1,4
Rhône-Alpes	2 837	3 791	33,6	8,0
Effectif total avocats	35 270	47 765	35,4	100,0
Île-de-France II <sup>2</sup>	1 835	2 390	30,2	5,2
France II <sup>2</sup>	20 487	26 756	30,6	58,1

資料2 2000年から2006年までの裁判補助者数の推移

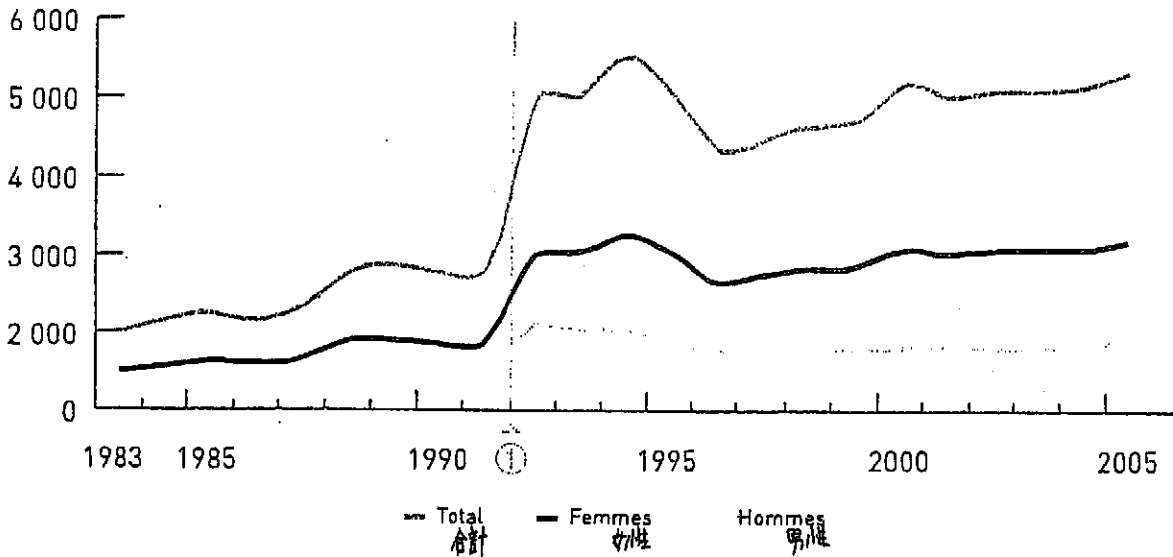
Évolution du nombre des auxiliaires de Justice de 2000 à 2006 en France

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2000-2004 0.7%	2005-2006 0.2%
(刑部前門人) Associations du secteur pénal*	158	413	412	0,3	0,7	0,7	161	-0,2	
(調停人) Conciliateurs de Justice	1 729	1 807	1 809	3,4	3,0	2,9	5	0,1	
(弁護士) Avocats	36 445	44 054	47 749	71,5	74,3	75,3	31	8,4	
(国務院司法官) Avocats au conseil d'Etat à la cour de cassation	90	91	91	0,2	0,2	0,1	1	0,0	
(控訴院司法官) Avoués auprès des cours d'appel	413	437	430	0,8	0,7	0,7	4	-1,6	
(商事裁判官) Greffiers de tribunal de commerce	251	241	245	0,5	0,4	0,4	-2	1,7	
(執行士) Huissiers de Justice	3 230	3 256	3 272	6,3	5,5	5,2	1	0,5	
(裁判官) Administrateurs judiciaires	135	116	115	0,3	0,2	0,2	-15	-0,9	
(破産管理人) Mandataires liquidateurs	336	320	313	0,7	0,5	0,5	-7	-2,2	
(公証人) Notaires	7 710	8 143	8 525	15,1	13,7	13,5	11	4,7	
(裁判官) Commissaires priseurs judiciaires	458	437	420	0,9	0,7	0,7	-8	-3,9	
(その他) Divers autres**	39			0,1	0,0	0,0	-100		
Total auxiliaires de Justice (hors experts judiciaires)***	50 994	59 315	63 381	100,0	100,0	100,0	24	6,9	

資料3 女性弁護士の増加

① 1983年から2005年までの男女別登録者数の変化

Évolution du nombre des premières affiliations de 1983 à 2005



② 女性弁護士の登録と退会

Entrée / sorties détail femmes avocat

Année	(登録者数)	(退会理由)							Total cessations (停止)
		(前年)	(前々年)	(2-4年)	(4-6年)	(6-8年)	(8-10年)	(10-12年)	
		avant 1 an	avant 2 ans	entre 2 et 4 ans	entre 4 et 6 ans	entre 6 et 8 ans	entre 8 et 10 ans	entre 10 et 12 ans	
1994	1492	2,9	5,7	5,4	5,8	4,7	4,0	3,6	32,1
1995	1395	2,3	6,1	6,6	5,9	4,2	4,2		29,4
1996	1110	2,3	4,4	8,5	8,9	4,4	4,4		32,9
1997	1187	1,2	3,8	7,0	6,8	5,0			23,8
1998	1273	2,1	4,5	9,3	7,6	5,4			28,9
1999	1303	2,6	5,4	7,7	8,4				24,1
2000	1511	2,0	5,6	8,9	7,3				23,7
2001	1424	1,6	6,7	9,3					17,6
2002	1564	3,6	7,0	9,3					19,9
2003	1631	3,1	7,6						10,7
2004	1609	3,9	8,7						12,6
2005	1661	3,5							3,5

Source CNBF - Chiffres au 31 décembre

資料4 2007年の裁判扶助の地域別割合

L'Aide juridictionnelle : répartition régionale

La répartition régionale du nombre des avocats ayant effectué au moins une mission d'aide juridictionnelle s'effectue à peu de choses près comme la répartition de l'effectif total des avocats en France selon les régions. À l'exception de l'île-de-France qui ne représente que 13 % des règlements alors qu'elle regroupe 44 % des avocats de France.

	(件数)	(%)	(2007年)	(2006年)	(2005年)	(2004年)	(2003年)	(2002年)	(2001年)	(2000年)	(1999年)
Alsace	6 488 215	94	2,7	43,9	21 040	42	4	54	59,5	88,8	
Aquitaine	13 438 557	93	5,6	28,1	41 036	57	2	41	60,2	87,6	
Auvergne	25 858 494	92	2,5	18,4	17 345	59	2	39	56,6	75,3	
Basse-Normandie	6 260 548	92	2,6	15,4	18 858	60	1	39	62,7	77,0	
Bourgogne	5 634 750	93	2,4	25,6	17 023	50	2	48	61,6	83,1	
Bretagne	7 916 738	93	3,3	20,2	25 144	53	1	46	68,3	85,9	
Centre	8 214 838	92	3,4	28,7	24 565	54	2	43	59,8	66,1	
Champagne-Ardenne	5 273 573	94	2,2	34,3	16 164	49	1	50	53,8	72,5	
Corse	1 550 533	95	0,7	27,1	4 388	65	5	30	67,7	95,7	
Franche-Comté	4 628 231	93	1,9	40,3	13 668	50	2	48	61,5	78,5	
Haute-Normandie	8 932 615	94	3,8	35,8	27 432	54	3	43	59,1	75,6	
Île-de-France	30 620 115	96	12,9	39,8	124 926	33	5	62	64,6	93,8	
Languedoc-Roussillon	3 653 268	94	5,7	25,2	40 906	59	3	38	56,8	88,3	
Limousin	3 612 561	92	1,5	17,7	10 840	57	4	39	69,2	82,8	
Lorraine	9 693 886	93	4,1	29,9	28 771	56	2	42	56,9	80,9	
Midi-Pyrénées	11 493 357	93	4,8	28,6	36 104	55	2	43	54,1	77,9	
Nord-Pas-de-Calais	23 311 523	95	9,8	27,6	72 385	55	2	43	53,1	79,4	
Pays de la Loire	12 193 925	93	5,1	39,2	34 131	53	1	46	61,8	79,4	
PACA	17 544 219	95	7,4	26,2	62 409	48	2	50	58,7	95,1	
Picardie	7 904 845	93	3,3	31,0	24 626	49	2	49	56,7	77,4	
Poitou-Charentes	7 554 124	92	3,2	24,2	23 623	57	2	41	60,4	77,9	
Rhône-Alpes	19 869 450	94	8,3	42,1	63 855	52	5	43	65,2	91,8	
Guadeloupe	1789 407	97	0,3	12,5	2 157	40	0	59	44,8	90,9	
Martinique	1327 617	96	0,6	25,1	3 779	36	0	63	71,1	98,7	
Guyane	639 331	100	0,3	112,0	2 013	13	0	87	46,1	96,0	
La Réunion	3794 713	97	1,6	38,5	9 771	48	0	52	58,8	90,2	
DOM*	6 551 068		2,8	36,4	17 720	41	0	59	ND	ND	
Total	238 199 432	94	100,0	30,9	766 959	50	3	47	60,13	84,97	

\* L'aide juridictionnelle ne concerne que les DOM pas les TOM.  
Source UNCA - Rapport d'activité

## あ と が き

我々調査団がフランスで見た同国の法曹制度は、パリ控訴院の天井に王制の紋章と共和国の紋章とが並べて描かれていることに象徴的なように、自由業たる弁護士の確固としたアイデンティティーや独占権をもつ多くの法律職の存在など、同国の歴史と伝統に濃く彩られたものであった。

その一方で、弁護士人口の増大の中、弁護士の若年化や女性弁護士の増加、若手弁護士の大ローファームへの集中など、日本と大いに共通する現象もみられ、大変興味深かった。

さらに、今時の世界同時不況が法曹界にどのような影響を及ぼすかは今後の日仏共通の問題である。

本報告書は今回の訪仏調査の結果を速報することを目的に作成したものであり、調査結果を今後の日本の弁護士制度の構築に活かすためには、さらなる分析と考察が必要である。それは、この報告書を読まれた全ての弁護士会員に課せられた課題であると言えよう。

最後に、マンデル弁護士という大変気さくで親切なパリの弁護士との仲をとりもっていただいた大阪弁護士会会員の安生誠弁護士、我々は連絡する方法さえ知らなかったパリ重罪院、パリやボルドーの裁判所法律扶助局、国立司法学院などを訪問する機会を与えていただいた在フランス日本国大使館の阪井光平一等書記官（法務省からの出向）、さらに、その抜群の語学力と勘の良さでともすれば冗長に流れる我々のつたない質問を見事に簡潔なフランス語に変換していただいた通訳の大関達哉さん、これらの方々のご協力がなければ今回の訪仏調査は実現しなかった。心から感謝申し上げたい。

2009年2月

大阪弁護士会

司法改革推進本部訪仏調査団

団長 森信静治(司法改革推進本部本部長代行)

井奥圭介(同本部事務局長)

岸本達司(同本部副本部長)

谷 英樹(同本部副本部長)

吉田英樹(同本部委員)